

平成 28 年度公民館運営方針

運 営 方 針

公民館は、多くの市民のための生涯学習の場として、中心的役割を担う重要な拠点であり、また、様々な芸術・伝統文化、社会教育に関する団体や教養グループ、趣味サークルなどが自主活動しやすい環境の場を提供できるよう、多様化する市民ニーズに対応した事業展開ならびに施設利用が出来るように努め、現状の利用実態を検証し、更なる市民満足度の向上に努めてまいります。

重 点 事 業

1 市民サービスの向上

(敏速・的確な対応、更なる市民の利便性の向上に努める)

- ・ 具体策⇒窓口でお待たせしない言葉かけの実践、集会室の貸出し以外の問い合わせについては、カウンターの外へ出て同じ目線での対応を心がける。

2 利用率向上に向けての利用目的の緩和

(公民館運営審議会との協議事項)

- ・ 具体策⇒展示室や集会室の利用拡大を推進する。

3 公民館の運営形態の見直し

(公民館運営審議会との協議事項)

- ・ 具体策⇒今後の在り方について、公民館運営審議会の開催回数を増やし検討を進める。

4 施設の適正な維持管理

- ・ 具体策⇒各地区館における改修箇所の割り出しを行い、優先順位をつけて計画的に取り組む。

5 各地区館における利用者懇談会の実施

- ・ 具体策⇒地域性を活かした地区館ごとの利用者懇談会を開催する。

6 市民講座ボランティアとの協働による魅力ある市民講座の実施

- ・ 具体策⇒講座参加者からのアンケート結果をふまえ、市民のニーズにあった市民講座を展開する。